協議事項 かすみがうら市生活交通確保維持改善計画(案)について

生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)

令和2年6月25日

(名称) かすみがうら市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

かすみがうら市生活交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市では、通勤通学はもとより、買い物や通院目的等も含めて土浦方面への移動ニーズが高い。特に霞ヶ浦地区は、平成21年3月31日に民間路線バスが全廃となり、移動手段を持たない高齢者等の日常生活に大きな影響が出始め、効率的・効果的な交通手段の確保が重要な課題となっていた。このため、本市の広域的な交流を支える役割を担うとともに、中心市街地の活性化、安心して生活できる市民生活の確保など、まちづくりの観点から総合的な公共交通の連携・再編が求められ、「市地域公共交通総合連携計画」に基づき平成24年度から霞ヶ浦広域バスを本格運行した。霞ヶ浦広域バスを将来的に維持させていく必要性はさらに高まっており、平成27年度に策定した「市地域公共交通網形成計画」(以下、「網形成計画」と表記)に則り運行計画の拡充を図る。さらに平成29年度には網形成計画の実施計画となる「市公共交通再編実施計画」を策定し、既存の公共交通について再編を実施する。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【目標】

網形成計画で掲げた基本方針、計画目標の実現に向けて取り組む。

【其本方針】

「市内のどこからでも公共交通で移動できる公共交通網」と「鉄道・バス・デマンド交通の役割分担を明確にし、運行経費の節減と運行効率化」が両立する公共交通体系の構築。 【計画目標】

- (1) 値目標 市が運営する公共交通(霞ヶ浦広域バス)※ 網形成計画 P.58 に基づく
- ・利用者数の向上 目標 9人/便 (現状:9.24人/便)
- ・収支率の改善目標 60%以上(現状:61.8%)
- (2) 計画目標
- ・中心市街地へのアクセス向上
- ・郊外の移動手段の確保
- 広域連携の推進
- 多様な交通機関相互の連携・強化
- ・公共交通を支える体制づくり

(2) 事業の効果

【効果】

- ・市街地へのアクセス向上
- 市民の外出機会向上
- ・路線バス拡充による交通利便性の向上
- ・交通結節点の拠点化と機能向上、公共交通に対する満足度の向上
- 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

実施主体:かすみがうら市地域公共交通会議

交通結節機能向上と地域公共交通との連携(網形成計画 P. 59)

スマートフォンやタブレット端末などで走行中のバスの位置をリアルタイムに利用者に 提供する位置情報管理システム(バスロケーションシステム)を導入し、鉄道、一般路線 バス、千代田神立ラインなど公共交通機関からの乗り換えの円滑化を図る。

情報提供の充実(網形成計画 P. 64)

公共交通パンフレット作成・配布及び駅や交通結節点などにおいてポスターを掲示し、 情報提供の充実を図る。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運行予定者

別添の表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議は、運行事業者への補助金額について、霞ヶ浦広域バスの運行経費から運行に伴う収入及び国庫補助金を控除した額を、各市内の運行距離に応じ負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

関鉄グリーンバス株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※補助対象事業者が協議会ではないので記載せず

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

- ※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
- 9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

- ※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
- 10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

- 11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】 ※該当なし 12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】

別添の表5のとおり。

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

- ※車両を取得しないので記載せず。
- 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

- (1) 事業の目標
- ※車両を取得しないので記載せず。
- (2) 事業の効果
- ※車両を取得しないので記載せず。
- 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する 費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補 助金を受けようとする場合のみ】
 - ※車両を取得しないので記載せず。
- 16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用 した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- ※車両を取得しないので記載せず。
- 17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- ※貨客混載を導入しないので記載せず。
- 18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※貨客混載を導入しないので記載せず。

(2) 事業の効果

※貨客混載を導入しないので記載せず。

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※貨客混載を導入しないので記載せず。

20. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成22年3月 かすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定
- ・平成24年6月28日(平成24年度第2回会議) 生活交通ネットワーク計画について協議、承認
- ・平成25年2月22日(平成24年度第3回会議) 生活交通ネットワーク計画変更について協議、承認
- ・平成25年6月27日(平成25年度第2回会議)生活交通ネットワーク計画について協議、承認
- ・平成26年6月23日(平成26年度第2回会議) 生活交通ネットワーク計画について協議、承認
- ・平成27年6月23日(平成27年度第2回会議) 生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- ・平成28年6月24日(平成28年度第2回会議)生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- ・平成29年7月13日(平成29年度第2回会議)生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- ・平成30年6月12日(平成30年度第2回会議) 生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- ・令和元年6月25日(令和元年度第2回会議)生活交通確保維持改善計画について協議、承認
- ・ 令和 2 年 6 月 22 日 (令和 2 年度第 2 回会議) 生活交通確保維持改善計画について協議、承認

21. 利用者等の意見の反映状況

- 〇網形成計画にて実施した各種アンケート(市民、公共交通利用者、事業所)、ヒアリング(観光来訪者)に基づき、生活交通確保維持改善計画を作成しています。
- 〇 また、過去の霞ヶ浦広域バス運行実績、市民アンケート調査結果を反映して作成しています。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	茨城県政策企画部交通政策課
関係市区町村	かすみがうら市市長公室政策経営課

	土浦土木事務所道路整備第二課						
	土浦警察署交通課						
交通事業者・交通	関鉄グリーンバス(株) 関鉄観光バス(株)						
施設管理者等	(有)千代田タクシー (有)美並タクシー						
	霞ヶ浦交通㈱ 旬まゆ観光						
	(有)神立観光 (有)鶴観光バス						
地方運輸局	関東運輸局茨城運輸支局						
	一般社団法人茨城県バス協会						
	一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会						
	関東鉄道労働組合						
	かすみがうら市議会議長						
	かすみがうら市区長会会長						
	かすみがうら市老人クラブ連合会会長						
	かすみがうら市PTA連絡協議会会長						
 その他協議会が必	かすみがうら市商工会会長						
要と認める者	かすみがうら市地域女性団体連絡会会長						
安と認める日	筑波大学大学院准教授						
	土浦市都市産業部長						
	行方市企画部長						
	かすみがうら市市長公室長						
	かすみがうら市保健福祉部長						
	かすみがうら市都市産業部長						
	かすみがうら市建設部長						
	かすみがうら市教育部長						

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 茨城県かすみがうら市上土田 461

(所 属)かすみがうら市市長公室政策経営課

(氏 名) 熊谷 洋輔

(電 話) 0299-59-2111

(e-mail) kikaku@city.kasumigaura.lg.jp

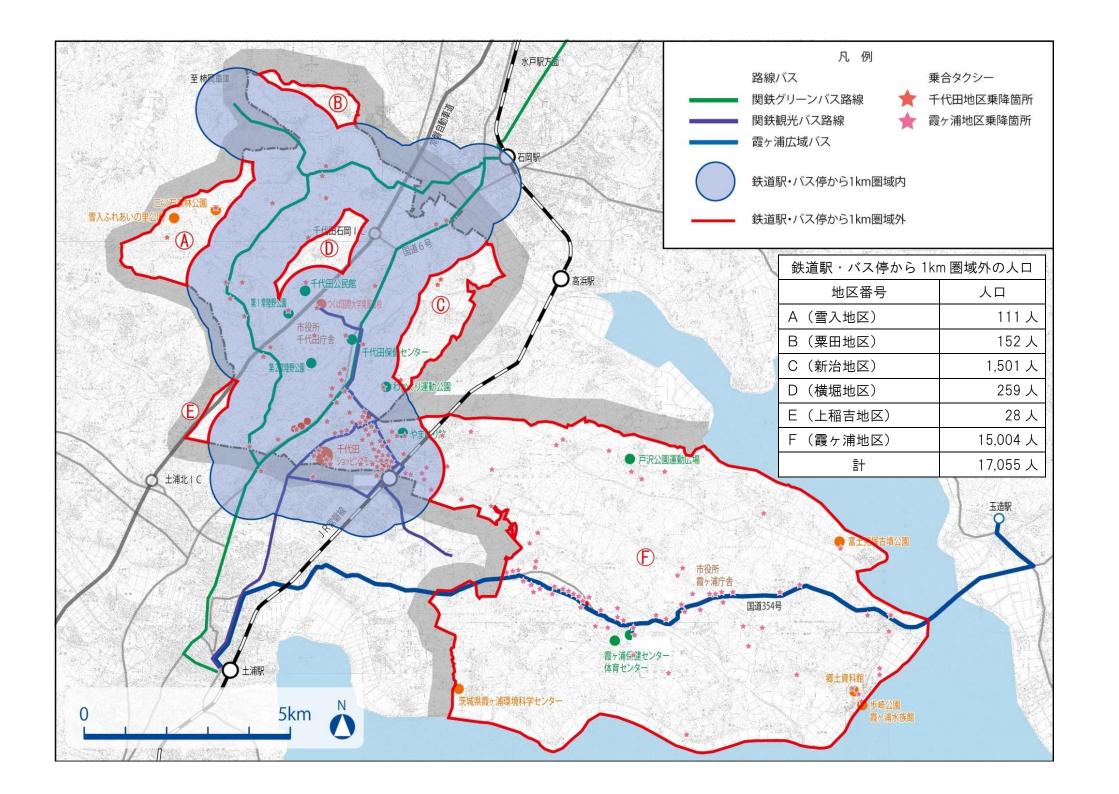


表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統		系統	計画	計画	再編	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
			起点	経由地	終点	キロ程	運行 日数	運行回数	再編特例措置	運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
	関鉄グリーンバ ス株式会社	(1) 霞ヶ浦広域バス	土浦駅西口	土浦協同 病院 霞ヶ浦庁 舎	玉造駅	往29.8km 復29.8km	365日	1824回		乗合バス型	1	地域間幹線系統の停留 所と接続(土浦駅)	3
かすみが		(2)				往 km 復 km	П	回					
うら市 土浦市		(3)				往 km 復 km	П	回					
行方市		(4)				往 km 復 km	日	0					
		(5)				往 km 復 km	日	0					

(注)

- 1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 2、「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 3、「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。
- 4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
- 6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

(単位:人)

	(キロ・ハ)
	人口
人口集中地区以外	26,971
交通不便地域	17,055

交诵不便地域の内訳

進作民地域の内部							
人口	対象地区	根拠法					
111	A(雪入地区)	局長指定					
152	B(粟田地区)	局長指定					
1,501	C(新治地区)	局長指定					
259	D(横堀地区)	局長指定					
28	E(上稲吉地区)	局長指定					
15,004	F(霞ヶ浦地区)	局長指定					

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額			
26,971	26,971人×120円×0.7+200万円	4,265,000円			

[※]上記算定式については、国土交通省において調整中です。(6月12日現在)

(1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
 - ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)④)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき 地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。 また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域 名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図 (ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

報告事項

令和2年度地域公共交通計画(仮称)策定業務委託について

(1) 地域公共交通計画(仮称)について

本年度は平成27年度に策定されたかすみがうら市地域公共交通網形成計画の計画期間(平成28年度から平成32年度)の最終年度にあたることから、令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間とした持続可能な地域の旅客運送サービスの提供の確保を目的とする新たな計画を策定するにあたり別紙仕様書(掲載省略)のとおり策定業務を委託するものです。

(2) 委託契約について

別紙仕様書に基づいて委託業者を選定しておりますので委託業者の選 定が完了しましたら次回の交通会議にてご報告いたします。